

事業転換支援融資保証

制度の特徴

県内中小企業者における成長分野等への事業転及び多角化に必要な事業資金を対象とした県制度です。

対 象 者	原則として3年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかに該当し、かつ投資の妥当性が認められるものとして、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は（公財）石川県産業創出支援機構が認定したもの（各要件については保証制度要綱をご参照ください） 1.一般分 2.格差対策分
保 証 限 度 額	5,000万円 運転資金は2,000万円以内
保 証 期 間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内（固定金利）または 15年以内（変動金利）
据 置 期 間	運転資金 1年以内 設備資金 3年以内
金 利	1.20%以内 (10年超は変動金利1.35%以内)
保 証 料	0.41~1.43%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)